

第 4 期横浜市地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託 業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

第 4 期横浜市地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託

2 履行期間

令和 2 年 7 月 1 日（予定）から令和 2 年 9 月 30 日まで

3 成果物

PEG-4 データ形式、DVD ビデオ形式、USB 形式（各 1 部）

4 履行場所

横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課、受託者社内及び本市が指定した場所

5 業務の目的

第 4 期横浜市地域福祉保健計画（計画期間：令和元～令和 5 年度）（以下、「市計画」という。）で目指す、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはまをみんなで作ろう」を実現するため、市民に計画を通じて「地域に関心を持ってもらうこと」、「自分が地域に対してできることは何かを考えてもらうこと」を目的として動画を作成します。

6 業務実施の背景

(1) 第 4 期市計画を推進する必要性について

我が国は、人口減少社会に入り 10 年が経ち、超高齢社会に突入しています。横浜市でも、2019 年をピークに人口が減少に転じ、2025 年には 65 歳以上の人口が 100 万人に迫ると見込まれる等、これまでに経験したことのない大きな転換点を迎えようとしています。

現在、地域活動の担い手の中心は、定年後の前期高齢者層（65～74 歳）ですが、2025 年には「団塊の世代」が 75 歳以上になり、支援が必要な高齢者は増えるとともに、地域活動の担い手が少なくなるため、地域活動の裾野を広げる取組が必要になっています。

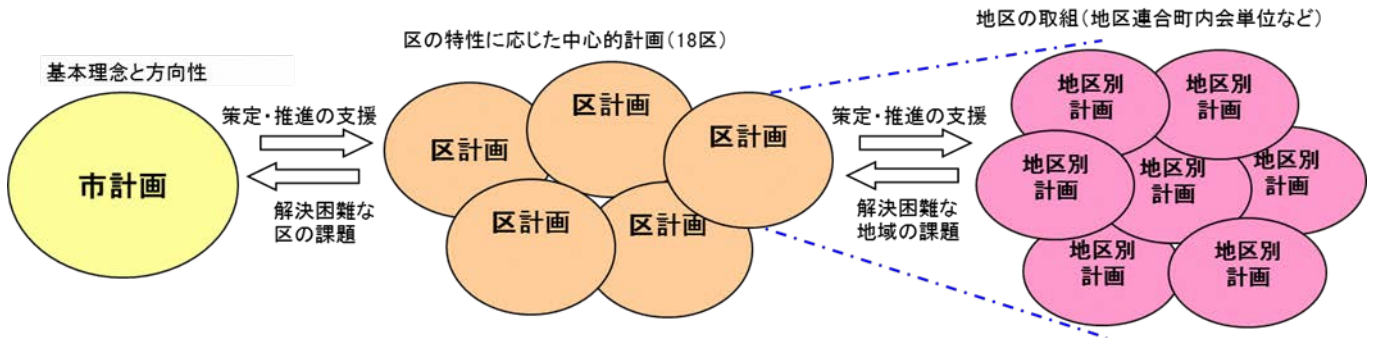
また、地域の中で住民同士のつながりが希薄化し、個々の課題が複雑化・多様化している中で、地域住民や地域の多様な主体が分野を越えて横断的につながり、「地域福祉保健の力」を一層高めていくことが求められています。

そこでこのたび、令和元年度から 5 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 4 期横浜市地域福祉保健計画」を、新たに策定しました。第 4 期市計画では、一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、第 1 期計画から取り組んできた「住民主体」の取組を地域住民、事業者、支援機関等が「協働」して進め、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現を目指します。

(2) 横浜市の地域福祉保健計画の構成

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画で構成しています。

政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。更に、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とする事が必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。



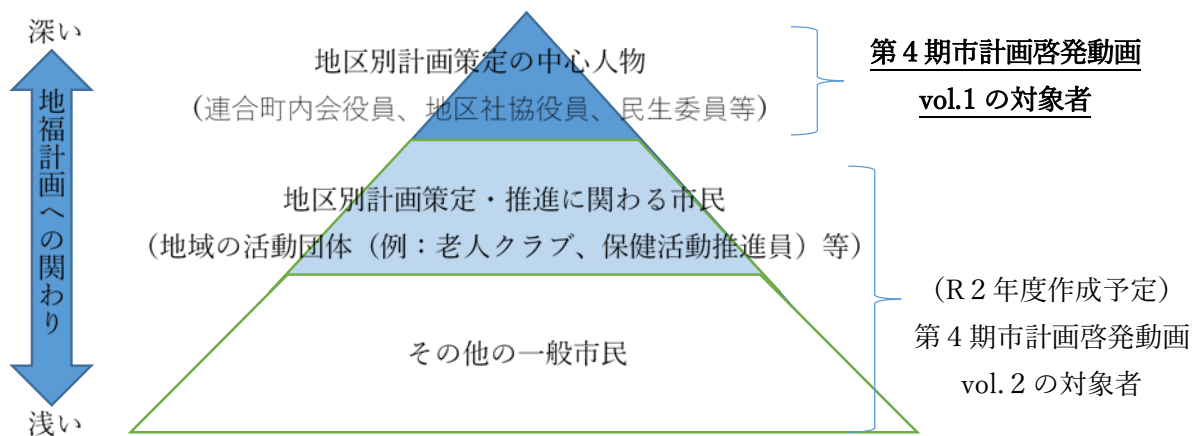
(3) 第4期市計画推進の取組

第4期市計画では、以下の3本の柱に基づき取組を進めることとしています。

- 柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり
- 柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり
- 柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

令和元年度は、令和3年度からスタートする区計画・地区別計画の策定に向け、第4期市計画の概要を、区計画・地区別計画の策定・推進に関係の深い市民に伝えるための啓発動画（以下、「啓発動画 vol.1」）という。）を作成しました。

この取組経過を踏まえ、令和2年度は、柱3の「幅広い市民参加の促進」の取組の一環として、地域福祉保健計画（市・区・地区別計画）や、住んでいる地域で行われている取組等を知らない一般市民に「地域に関心を持ってもらうこと」、「自分が地域に対してできることは何かを考えてもらうこと」を目的とした啓発動画を作成することとします。



【参考資料】

○第4期市計画

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chii-kifukushihoken-keikaku-4/shikeikaku-4.html>

○啓発動画 vol.1

上記市計画ページ内に掲載

7 業務の概要

制作に関する業務内容は以下のとおりだが、映像制作における重要事項は横浜市と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画・制作等

市計画概要版に掲載しているマンガ（概要版3ページ目、6ページ目、9ページ目、12ページ目）のキャラクターを生かした15秒、30秒程度のアニメーション動画をそれぞれ作成すること。

ア 市計画の概要を踏まえて作成すること。

イ 以下「8 動画作成の前提要素、9 想定される成果物の使用範囲」を踏まえた構成及び台本（絵コンテを含む）を作成すること。

ウ 動画の色調は暖かみのあるパステルカラーとし、カラーユニバーサルデザインに留意すること。

エ 必要に応じてBGM、ナレーション、効果音、テロップ等を付与すること。

オ 画角は16:9、画質はフルハイビジョンとすること。

カ 縦型・横型の2種類の画面を想定した動画を作成すること。

キ 声優や資料を手配する場合には、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。

ク 声優、BGM等用の音楽素材が必要な場合には、著作権等に係る調整を行い、動画上映・配布の同意を得ること。

ケ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、オリジナル又はフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必用な場合は、受託者が手続きを行うこと。

コ 最後のワンカットに、「OPEN YOKOHAMA」のロゴマークを使用すること。

サ その他、上記に付随する一切の業務を行うこと。

(2) 業務の進行管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、横浜市への状況報告等）を徹底すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、横浜市の承認を得た上で、これを実施すること。

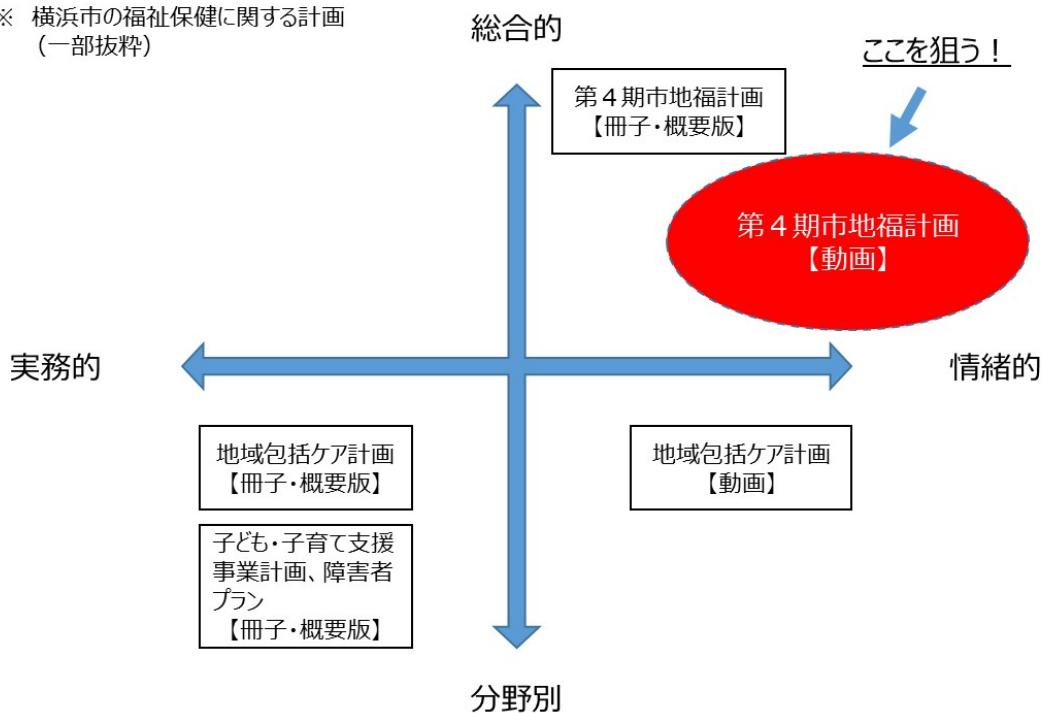
(3) 留意事項

- ア 成果物の所有権、著作権（著作権法第 27 条・28 条に規定する権利を含む）、利用権は、横浜市に帰属するものとする。また、横浜市と横浜市が指定する第 3 者に著作人格権は行使しない。成果物の一部に第 3 者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用検討に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- イ 成果物に対し、第 3 者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、横浜市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、横浜市に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。
- ウ 横浜市は、本事業で納品された成果物を期間の限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- エ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は横浜市と協議を行うこと。
- オ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、横浜市又は第 3 者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

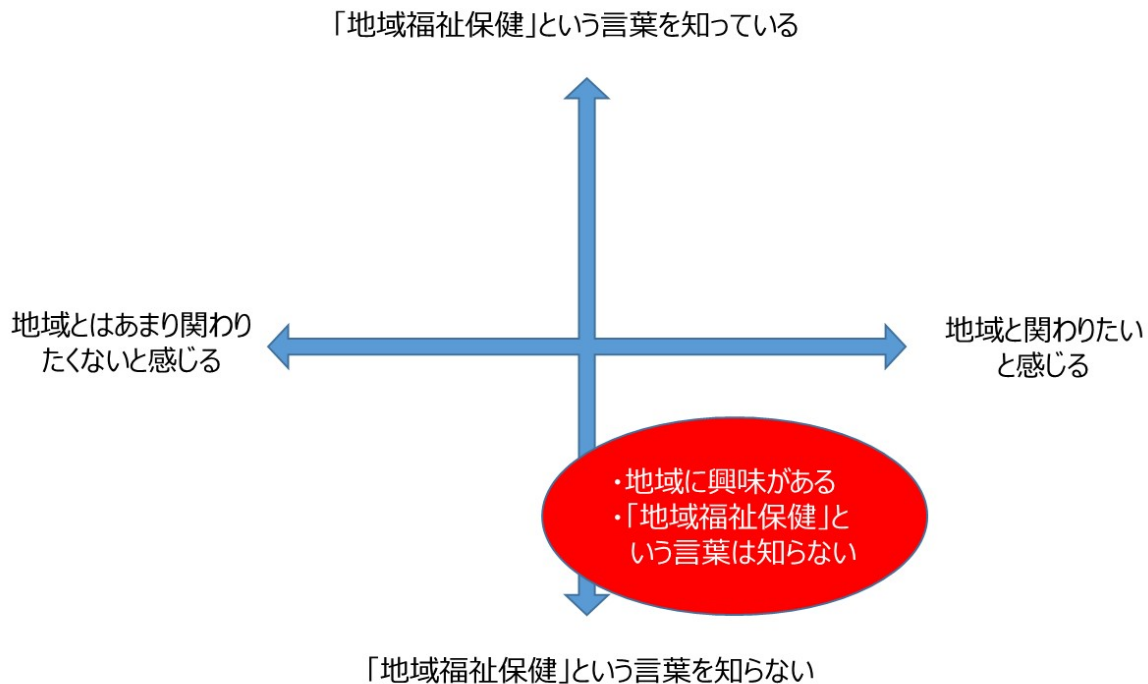
8 動画作成の前提要素

(1) 動画のポジショニング

※ 横浜市の福祉保健に関する計画
(一部抜粋)



(2) ターゲット層



(3) ターゲットイメージ（詳細）

乳幼児～中学生の子どもがいる、30～50代の働く男女。子どもを通して地域とは関わりがあるが、仕事や家事が忙しく、地域活動には参加できていない。時間があれば、できる範囲で地域活動に参加することは可能だと考えているが、参加のきっかけはあまりつかめていない。

SNSはよく見ているが、区役所には、引っ越し等の手続き以外では出向かない。休日に行われる、子どもに関するイベントには参加することがある。

(4) ターゲットに伝えたいこと（動画作成におけるねらい）

- ・本動画は、視聴者が「地域」に意識を向け、「地域福祉保健計画」を認知するための導入として使用します。
- ・視聴者が、「自分の地域ではどんな取組をしているのだろう。」と、まずは身近な地域に関心を持つこと、そして「住んでいる地域にも、地域福祉保健計画があるのかな。」と計画に関心を持ち、認知すること、さらに「自分が地域に対してできることは何だろう。」と考え、身近な地域でのつながりの大切さを意識することで、ゆくゆくは地域活動に参加してもらおう第一歩になることをねらっています。
- ・ターゲット層が、動画に目を止め、共感を得て、地域の取組を自分事としてとらえることを目指します。

9 想定される成果物の使用範囲

ターゲットイメージである30～50代の男女が、出勤時や子どもの送り迎え時等に、意図せず目に入る広報媒体での周知を予定。

- (1) 駅や新市庁舎のデジタルサイネージでの上映
(縦型のデジタルサイネージで 15 秒版の動画放映を想定)
- (2) 電車内のデジタルサイネージでの上映
(横型のデジタルサイネージで 15 秒版の動画放映を想定)
- (3) 横浜市公式ツイッター等の SNS 上での周知
(横型の 15 秒版の動画放映を想定)
- (4) 横浜市のホームページ、各区役所のホームページ上での公開
(横型の 30 秒版の動画放映を想定)
- (5) QR コードを活用 (市民向け出版物や資料等へ添付) し、横浜市ホームページへのリンクを貼り付け
- (6) 各区役所及び市役所窓口における上映
(横型のモニターで 30 秒版の動画放映を想定)